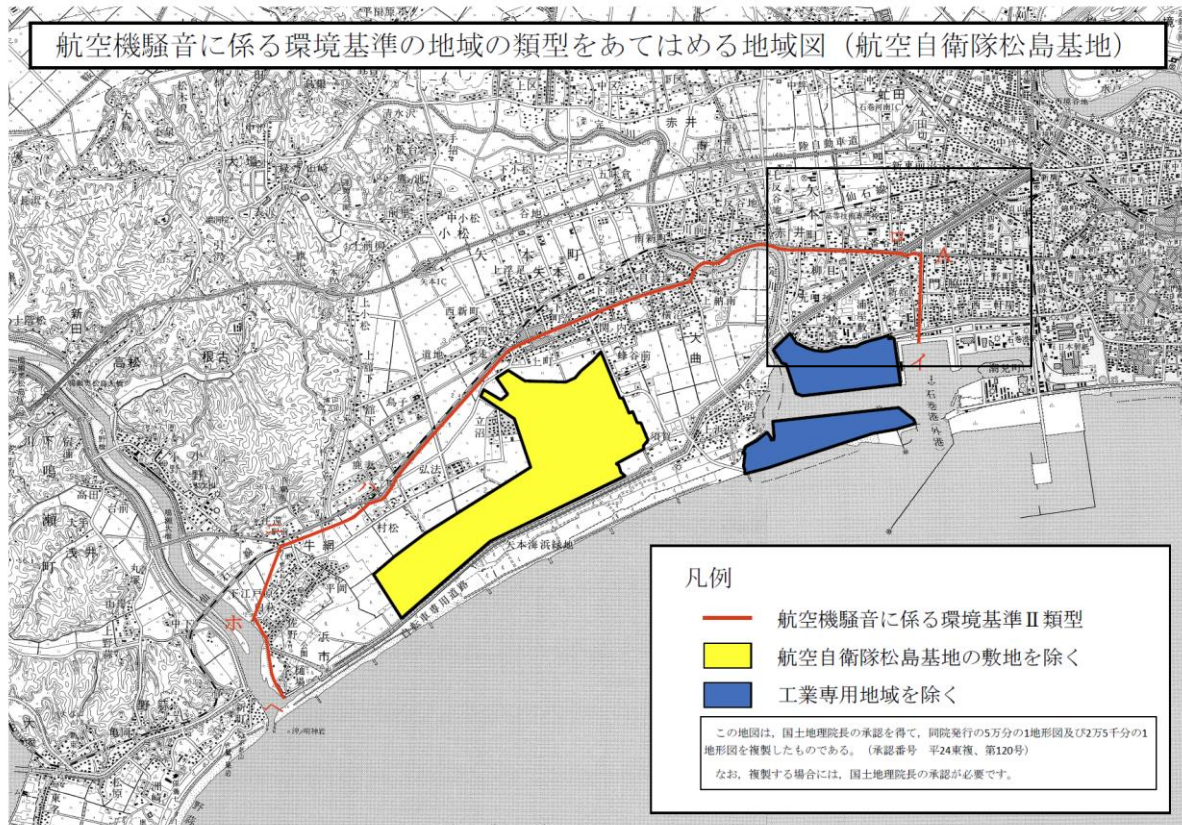
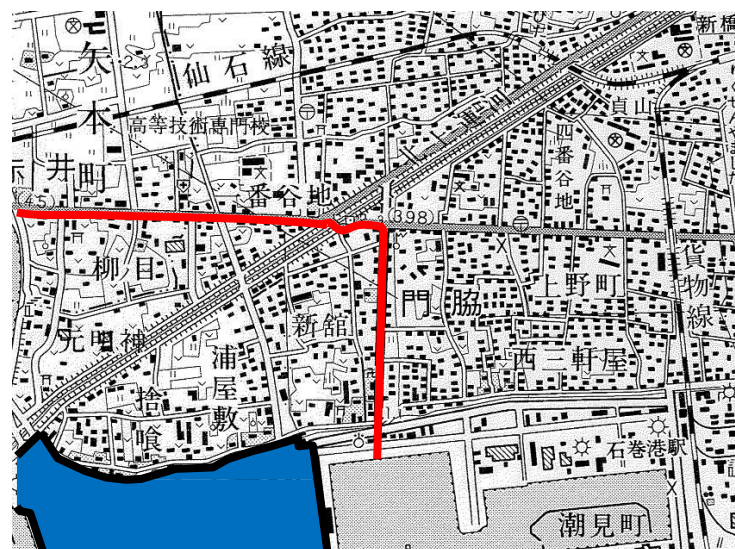


● 航空機騒音に係る環境基準類型指定地域（平成 25 年 4 月 1 日改正後）



出典：国土地理院 5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図

拡大図



■排水基準

●有害物質の排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

●有害物質以外の項目の規制基準

項 目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外 5.8 以上 8.6 以下 海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160(日間平均 120)mg/L
化学的酸素要求量	160(日間平均 120)mg/L
浮遊物質量	200(日間平均 150)mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3, 000 個/cm ³
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L
リン含有量	16 (日間平均 8) mg/L

■騒音の規制基準

●事業所に関する基準値

		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

●騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

●特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	1号地域	2号地域
基準値	特定建設作業の騒音が特定建設作業の場所の敷地境界線で85 デシベル以下	
作業禁止時間	19時～7時	22時～翌日6時
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	
備考	都市計画法用途地域のみ法律で規制され、1号地域は第1・2・3種区域及び4種区域静穏地域80m、2号地域は第4種区域(静穏地域80mを除く。)とする。	

■振動の規制基準

●事業所に関する基準値

		昼 間 (8時～19時まで)	夜 間 (19時～翌日の8時)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル

●特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別	1号地域	2号地域
基準値	特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地境界線で 75 デシベル以下	
作業禁止時間	19時～翌日7時	22時～翌日6時
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	
備考	都市計画法用途地域のみ法律で規制され、1号地域は工業地域（静穏地域80mを除く。）以外の地域、2号地域は工業地域（静穏地域80mを除く。）とする。	

■悪臭の規制基準

●悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準	許容限度
第1号規制基準（敷地境界）	臭気指数 15
第2号規制基準（煙突等の気体排出口）	排出口の高さを基に算出
第3号規制基準（排水水）	臭気指数 31
備考 旧石巻市域のみ基準が適用される。	

■空間放射線量測定結果 (検査開始日～平成 26 年 3 月末の平均値)

単位：マイクロシーベルト/時

測定場所		平均	測定場所		平均	測定場所		平均	測定場所		平均
市立小学校	石巻小学校	0.06	市立中学校	石巻中学校	0.07	市立保育所	湊保育所	0.07	各施設等	中央公民館	0.07
	住吉小学校	0.06		住吉中学校	0.07		渡波保育所	0.05		蛇田公民館	0.06
	釜小学校	0.06		門脇中学校	0.07		大川保育所	0.08		日和山公園	0.07
	山下小学校	0.07		蛇田中学校	0.07		前谷地保育所	0.07		石巻市図書館	0.07
	蛇田小学校	0.09		荻浜中学校	0.07		和渕保育所	0.07		総合体育館	0.07
	荻浜小学校	0.08		稲井中学校	0.08		鹿又保育所	0.07		総合運動公園	0.07
	東浜小学校	0.08		山下中学校	0.07		北村保育所	0.08		石巻斎場	0.07
	稲井小学校	0.07		青葉中学校	0.07		須江保育所	0.08		稲井公民館	0.07
	向陽小学校	0.07		万石浦中学校	0.06		桃生新田保育所	0.07		渡波公民館	0.06
	貞山小学校	0.07		飯野川中学校	0.07		橋浦保育所	0.07		サンファン館	0.10
	開北小学校	0.06		河北中学校	0.06		吉浜保育所	0.08		荻浜支所	0.08
	万石浦小学校	0.07		大須中学校	0.06		相川保育所	0.07		上品の郷	0.06
	大街道小学校	0.07		河南東中学校	0.06		牡鹿地区保育所	0.06		河北総合センター	0.07
	中里小学校	0.06		河南西中学校	0.07		私立保育所・幼稚園等	なかよし保育園		0.06	追波川運動公園
	鹿妻小学校	0.07	桃生中学校	0.07	ひまわり保育園	0.06		羽坂老人憩いの家	0.08		
	飯野川第一小	0.07	北上中学校	0.08	インターナショナルビレッジ	0.06		峠崎自然公園	0.07		
	飯野川第二小	0.07	牡鹿中学校	0.07	広渕保育所	0.07		雄勝森林公園	0.07		
	大谷地小学校	0.05	市立女子高	0.08	メロン保育園	0.07		旧水浜小学校	0.06		
	二俣小学校	0.06	市立幼稚園	住吉幼稚園	0.07	アリス保育園		0.05	遊楽館	0.06	
	大須小学校	0.07		稲井幼稚園	0.07	吉田保育園		0.06	河南農村環境改善センター	0.07	
	広渕小学校	0.06		河北幼稚園	0.07	たんぼぼ保育園		0.06	河南中央公園	0.06	
	須江小学校	0.07		桃生幼稚園	0.08	保育園あいほら		0.06	桃生総合センター	0.06	
	北村小学校	0.06	市立保育所	石巻保育所	0.07	おひさま保育園		0.07	桃生植立山公園	0.07	
	前谷地小学校	0.06		鹿妻保育所	0.06	ふたば園		0.06	にっこりキャンプ	0.07	
	和渕小学校	0.07		蛇田保育所	0.07	石巻向陽園		0.07	御番所公園	0.07	
	船越小(北高)	0.07		井内保育所	0.05	カリック幼稚園		0.07	家族旅行村	0.09	
	鹿又小学校	0.07		若草保育所	0.06	穀町幼稚園		0.07	泊浜コミュニティセンター	0.11	
	中津山第一小	0.07		水押保育所	0.06	栄光幼稚園	0.07				
	中津山第二小	0.08		ふたば保育所	0.07	みずほ幼稚園	0.07				
	桃生小学校	0.07		水明保育所	0.06	ひばり幼稚園	0.09				
	北上小学校	0.06		石巻地区保育所	0.07	法山寺幼稚園	0.09				
	鮎川小学校	0.12		飯野川保育所	0.06	万石浦幼稚園	0.07				
	大原小学校	0.09		大谷地保育所	0.07						
	寄磯小学校	0.09		二俣保育所	0.07						

石巻市環境基本条例

平成17年4月1日

条例第166号

私たちは、豊かな自然の恵みの中で、その生命をはぐくんできた。

しかし、社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費され、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響が及ぶことになり、ひいては、すべての生物のよりどころである地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らの活動が環境に与える影響の重大さを認識し、人間と自然が健全に共生できる持続的な発展が可能な社会を構築するため、あらゆる活動において環境に配慮しなければならない。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、美しいふるさとを将来の世代に継承する責任と義務を担っている。

このような認識の下に、緑深き山と青き海原を結ぶ母なる川北上川に象徴されるふるさと石巻の恵み豊かな環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、恵み豊かな環境の保全及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、資源の循環を基本とした活動により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、国際的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮)

第7条 市は、市が行う施策の基本に環境への配慮を置き、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、石巻市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、石巻市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(水と緑の保全及び創造)

第10条 市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、海、河川等の水環境の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、健全な大気環境を確保し、緑豊かな地域の形成を図るため、森林等の保全及び緑化の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施時における環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、あらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の適正処理)

第15条 市は、廃棄物の処理に伴う公害の防止を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然学習及び環境教育の推進)

第18条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全及び創造に関し、自

然学習及び環境教育の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動がより一層促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第21条 前3条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び民間団体の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の状況調査)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な自然環境の状況を定期的に調査するものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(総合的な調整等のための体制の整備)

第26条 市は、市が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

石巻市環境審議会条例

平成17年4月1日

条例第167号

(設置)

第1条 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、石巻市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

石巻市環境美化の促進に関する条例

平成17年4月1日

条例第168号

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 基本的責務(第3条―第5条)

第2章 ごみの散乱防止等(第6条―第8条)

第3章 空き地の管理等(第9条・第10条)

第4章 環境緑化の推進(第11条―第13条)

第5章 雑則(第14条―第22条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、環境美化の促進を図ることにより、清潔で緑豊かな美しいまちづくりを目指し、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 飲料又は飲料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- (2) 空き地 現に所有者又は管理者が使用していない土地をいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者及び旅行者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 空き地所有者等 空き地を所有し、又は管理する者をいう。
- (7) 環境美化推進団体 環境美化の推進活動に奉仕する団体をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供する場所及び他人が占有し、又は管理している場所をいう。
- (9) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (10) 空き缶等飲料容器 飲料を収納していた空き缶、空き瓶その他の容器をいう。
- (11) 空き缶等回収容器 空き缶等飲料容器を回収する容器をいう。
- (12) 不良な状態 雑草が繁茂し、若しくは枯草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために、清潔な生活環境が著しく損なわれているような状態をいう。

第2節 基本的責務

(市民等の基本的責務)

第3条 市民等は、自ら快適な生活環境の確保に努めなければならない。

2 市民等は、身近な地域における環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加

するとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の基本的責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、快適な生活環境を確保するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境美化の促進について被用者の啓発を行うとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(市の基本的責務)

第5条 市は、快適な生活環境を確保するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たって、市民等、事業者、土地所有者等及び空き地所有者等に対し、啓発及び意識の高揚を図るとともに、必要な指導又は協力要請を行うものとする。

3 市は、第1項の施策の実施に当たって、環境美化推進団体、県及び国に対し必要な協力要請を行うものとする。

第2章 ごみの散乱防止等

(市民等の責務)

第6条 市民等は、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は回収する容器へ収納するなど、公共の場所等にごみを捨ててはならない。

2 市民等は、飼い犬を散歩させるときは、当該飼い犬の排せつしたふんを回収しなければならない。

3 土地所有者等は、土地又は建物におけるごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱しているごみの清掃を行うなど環境整備に必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみを適正に処理するなど、ごみの散乱防止に必要な措置を講ずるとともに、ごみの散乱防止について被用者の啓発を行わなければならない。

2 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所に空き缶等回収容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

3 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 観光業者は、ごみの散乱防止について観光客の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第8条 公共の場所の管理者は、公共の場所におけるごみの散乱を防止するため必要と認める場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

第3章 空き地の管理等

(空き地の管理)

第9条 空き地所有者等は、当該空き地が不良な状態にならないよう適正に維持管理しなければならない。

(空き地の活用)

第10条 市長は、空き地を公園、広場等として公益のために整備することが特に必要と認めたときは、空き地所有者等の協力を得て、有効かつ適切な活用を図るものとする。

第4章 環境緑化の推進

(緑化の推進)

第11条 市長は、緑豊かな美しいまちづくりを図るため、緑化意識の啓発、緑化推進体制の整備及び緑化事業の効率的推進に努めなければならない。

(環境の育成)

第12条 市民は、庭等に樹木、花き等を植栽し、環境の育成に努めなければならない。

2 事業者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木、花き等を植栽し、良好な環境の育成に努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第13条 市長は、その管理する公園、広場、道路その他の公共施設に、樹木、花き等を植栽し、緑化に努めなければならない。

第5章 雑則

(飼い主に対する勧告)

第14条 市長は、市民等が第6条第2項の規定に違反し、公共の場所等で飼い犬が排せつしたふんを回収しなかった者に対し、当該飼い犬が排せつしたふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(土地所有者等に対する勧告)

第15条 市長は、ごみが著しく散乱している土地がある場合において、当該土地の所有者等が散乱しているごみの清掃その他の環境美化の促進に必要な措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、これを行っていないと認めたときは、当該土地所有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

(容器入り飲料を販売している者に対する勧告)

第16条 市長は、容器入り飲料を販売している者が第7条第2項の規定に違反していると認めたときは、その者に対し、期限を定めて、空き缶等回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理すべきことを勧告することができる。

(空き地所有者等に対する指導及び勧告)

第17条 市長は、不良な状態の空き地があるときは、当該空き地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第18条 市長は、第6条第1項の規定に違反し、公共の場所等にみだりにごみを捨てた者に対し、当該みだりに捨てたごみの回収その他必要な措置を講ずるよう命ず

ることができる。

- 2 市長は、第14条、第15条、第16条又は前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

- 第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、土地所有者等又は空き地所有者等に対し、環境美化の促進に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

- 第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にごみが散乱している土地若しくは容器入り飲料の販売に係る自動販売機が設置されている土地又は建物及び不良な状態の空き地に立ち入り、その管理又は空き缶等回収容器の設置状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(公表)

- 第21条 市長は、第18条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わないときは、その旨及び命令の内容を規則で定める方法により、公表することができる。

(委任)

- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、石巻市環境美化の促進に関する条例(昭和60年石巻市条例第11号)、河北町環境美化の促進に関する条例(昭和60年河北町条例第12号)、雄勝町環境美化の促進に関する条例(昭和60年雄勝町条例第3号)、河南町環境美化の促進に関する条例(昭和60年河南町条例第8号)、桃生町環境美化の促進に関する条例(昭和60年桃生町条例第1号)、北上町環境美化の促進に関する条例(昭和60年北上町条例第7号)又は牡鹿町環境美化の促進に関する条例(昭和60年牡鹿町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。